

1. 出席者

日本側：古関、鷺、木村、中川、山田、徐（6名）

中国側：何 京平 商標局審査三処副処長他40～50名

2. 交流会の内容

(1) 中国の商標類否審査基準について

交流会の前に、何 京平 商標局審査三処副処長が商標の類否審査基準について説明を受けたので、日本側が用意した質問事項について、何審査官に回答をしてもらうことを要求したが、拒否された。

代わって、黄 衢（HUANG Hui）弁護士から、一般的な考え方について説明を受けた後、日本側が用意した審査基準に関する質問事項について、回答を得た。その内容は、別紙鷺委員による「訪中団 商標グループ討議のメモ」の通りである。特に、ピンイン商標と漢字商標の類否については、興味深かった。発表者によれば、中国の一般消費者は「PANDA」に接した場合、「パンダ」を想起しないので、「熊猫」や「XIONGMAO」とは非類似ではないか、との意見に対し、会場から疑問の声があがった。会議後、評審委員会の人から、評審委員会では、類似と判断するだろうとの意見もあった。

なお、参考までに、中国最高人民法院の司法解釈を添付する。

また、中山委員が作成した改正商標法及び審査準則に対する質問事項については、中華商標協会から、別途文書で回答してもらうこととなった。

(2) 日本における商標の類否判断について

午後は、審決を中心として日本における商標の類否判断について、古関委員が説明した。

その内容は、別紙の通り。

特に、日本では、称呼類似が最重要視されるため、外観と観念の類否判断に称呼がどのように関わっているか、との観点から、審決のデータと実際の審決例について説明した。

今回の訪中目的の一つは、中国における商標の類否に対する考え方を解明することにあつたので、日本における類否判断については簡単に済ませるつもりであったが、中国側の関心が極めて高い、という印象をもった。

また、中国は、表意文字である漢字文化が混同の可能性に及ぼす影響に特徴があるが、その文化的背景を除けば、混同可能性を中心とした、極めてオーソドックスな類否に対する考え方と比較した場合、我が国の、称呼重視を偏重した実務について、考えさせられることが多かった。

3. 添付書類

(1) 「訪中団 商標グループ討議のメモ」

(2) 「日本における商標の類否判断について - 審決例を中心に - 」(和文)

以上